

周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

周防大島町

周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この実施要領は、周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務

(2) 業務内容

別添「周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 委託上限額

8,580,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、提案に当たっては上記金額を超えないものとする。上記金額には、本業務委託を履行するために必要な全ての経費を含むものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 令和 8 年度「周防大島町競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に登録されていること。

(2) 周防大島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留期間中でないこと。

ア 公募型プロポーザル方式にあつては、公示の日から契約締結日まで

イ 指名型プロポーザル方式にあつては、提出要請日から契約締結日まで

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 周防大島町暴力団排除条例（平成 23 年周防大島町条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに關与してない者であること。
- (6) 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本町）において滞納がないこと。
- (7) 令和 3 年度以降に、以下の同種業務又は類似業務を元請として完了した実績を有すること（ただし、再委託による業務の実績は含まないものとする。）。)

ア 同種業務 国又は地方公共団体における観光振興計画の策定業務

イ 類似業務 国又は地方公共団体等における観光振興、インバウンド、シティプロモーション等に関する各種調査、企画・運営業務

4 プロポーザル実施スケジュール

項 目	日 程
公募型プロポーザル公告日	令和 8 年 9 月 30 日（水）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 5 時まで
資格審査結果通知	令和 8 年 10 月 9 日（金）
実施要領等に関する質問受付	令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時まで
実施要領等に関する質問回答	令和 8 年 10 月 17 日（月） ※予定
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 5 時まで
審査会の開催（プレゼンテーション）	令和 8 年 11 月 6 日（金） ※予定
選定結果の通知・公表	令和 8 年 11 月 10 日（火） ※予定
契約の締結	令和 8 年 11 月 11 日（水） ※予定

※説明会は行わない。

※上記の期日等に変更が生じた場合は、参加事業者に対して改めて通知する。

5 参加表明書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び本町の契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 5 時まで（必着）

提出書類の様式については、周防大島町ホームページ上で提供する。

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第 2 号）

イ 会社概要調書（様式第 3 号）

※令和 8 年度周防大島町競争入札参加資格者名簿に登録されている者

- ウ 業務実績調書（様式第 5 号）
- エ 業務実施体制（様式第 6 号）
- （3） 提出部数
提出書類各 1 部
- （4） 受付場所
事務局 周防大島町役場産業建設環境部商工観光課商工観光班
- （5） 提出方法
受付場所まで持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による提出の場合は、書留又は簡易書留とすること。期限を過ぎて到着、持参したものについては無効とする。
【送付先】 〒742-2301
山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134 番地
周防大島町産業建設環境部商工観光課商工観光班宛
- （6） その他注意事項
 - ア 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。（「9 企画提案書等の提出」についても同様とする。）
 - イ 参加表明書等についてのヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合は、説明を求めることがある。
 - ウ 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 8 号）を令和 8 年 10 月 21 日（水）までに同提出先へ提出するものとする。

6 参加表明書等の作成

- （1） 参加表明書（様式第 2 号）
参加表明書を提出する担当者の連絡先を記載すること。
- （2） 会社概要調書（様式第 3 号）
会社名、所在地、担当部署、業務内容等、最新の情報を記載すること。
- （3） 業務実績調書（様式第 5 号）
 - ア 令和 3 年度以降に履行した同種又は類似業務の業務実績を記載すること。なお、同種業務を優先して記載し業務実績件数は 5 件以内とすること。
 - イ 業務実績の証拠書類として、実績を証明することのできる書類（TECRIS 登録又は契約書の写し等）を添付すること。
- （4） 業務実施体制（様式第 6 号）
業務の実施体制、担当業務の内容が明確となるよう業務責任者、主務担

当者その他本業務に携わる予定の担当者について、氏名、担当業務の内容、経験年数等を記載すること。

なお、業務責任者については、有している技能・資格、同種又は類似業務の令和3年度以降の実績等について記載すること。

7 事業者の参加資格の審査・通知

提出された公募型プロポーザル参加表明書等に基づき、周防大島町商工観光課において本プロポーザルの参加資格の有無を審査する。

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年10月9日（金）までに参加資格審査結果通知書（様式第9号）により通知する。なお、この結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 参加表明書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加表明書の提出者がいない場合、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加表明書の提出者が1者のみの場合、該当1者について参加資格の確認を行う。

8 質問書の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年10月14日（水）午後5時まで（必着）

(2) 受付場所

事務局 周防大島町役場産業建設環境部商工観光課商工観光班

E-mail syokokanko@town.suo-oshima.lg.jp

(3) 受付方法

質問書（様式第1号）に記入し、電子メールにて担当部署まで提出すること。

※電子メールの件名は、「周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、送信した後、提出先に対し受信確認の電話をすること。電話、口頭及び提出期限後の質問は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年10月16日（金）に、本町のホームページに掲載し、公表することとし、個別に回答は行わない。なお、回答した内容は、本募集要領（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

9 企画提案書等の提出

参加資格要件を確認の結果、参加資格を有すると認められた者は、以下に掲げる書類について提出すること。

(1) 提出期限

令和8年10月26日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

事務局 周防大島町役場産業建設環境部商工観光課商工観光班

(3) 提出方法

受付場所まで持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による提出の場合は、書留又は簡易書留とすること。期限を過ぎて到着、持参したものについては無効とする。

【送付先】〒742-2301

山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134 番地

周防大島町産業建設環境部商工観光課商工観光班宛

(4) 企画提案書の内容

別添の「周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務仕様書」、別表「周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務公募型プロポーザル企画提案書等審査基準」を参照の上、委託業務の内容に応じた区分を行い、調査対象・分析方法・設定手順・業務スケジュール・施策内容・計画手順・策定方法・支援体制等について必要に応じ具体的な提案をすること。

(5) 提出書類

提出書類は、下記の順序にて、簡易A4ファイルで製本し提出すること。

ア 企画提案書等提出届(様式第10号)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 参考見積書及び内訳書(任意様式)

(6) 留意事項

ア 提案は、参加資格者1者につき、1つの提案とする。参加資格者が複数の提案をした場合、失格とする。

イ 提案期限を経過した後の書類の変更、差替え又は再度の提出は認めないものとする。

10 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書等提出届(様式第10号) 正本1部

企画提案書を提出する担当者の連絡先を記載すること。

(2) 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本6部

ア 企画提案書の様式は、原則としてA4判用紙縦置きで、使用するフォ

- トの大きさは 11 ポイント以上（図表は除く。）とすること。
- イ 必要に応じて、A 3 判の使用を認めるが、A 3 判の用紙を使用する場合は、A 4 判の大きさを片袖折りとすること。なお、A 3 判 1 ページは A 4 判 2 ページと数えるとするが、白紙面についてはページ数に入れない。
- ウ 企画提案書は、表紙、目次、業務工程表を添付し、表紙・目次を除いて 20 ページ以内とする。
- エ 記載内容については、貴社の提案事項の主旨が十分伝わるよう具体的かつ簡素な文書表現とすること。また、必要に応じて、文書表現を補うために着色や図表等を採用することも可能とする。
- オ 正本 1 部は会社名を記入し、副本 5 部には提案者を特定することができる内容の記述（商号や実績に係る業務名、発注者の名称など）は行わないこと。（プレゼンテーションにおいても同様とする。）
- （３） 参考見積書及び内訳書（任意様式） 正本 1 部
- ア 見積書の宛名は、「周防大島町長」とすること。
- イ 業務名は、周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務とすること。
- ウ 参考見積については、仕様書に記載されたすべての業務の見積金額及び内訳金額を記載すること。また、積算内訳は、人件費、その他経費等の積算の内訳が判別できるよう、できるだけ詳細に記載すること。
- エ 履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とする。また、見積記載金額については、消費税等込みの金額を記入すること。
- （４） 既存資料の閲覧
- 企画提案書の作成に当たり、関係資料等の閲覧ができる。閲覧を行う場合は、事前に事務局に申し込むこと。

11 プレゼンテーション及びヒアリング

- （１） プレゼンテーションの実施日
- プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）の開催日程は、令和 8 年 11 月 6 日（金）を予定しており、正式な開催日時及び開催場所については個別に通知する。
- 企画提案書等の提出が 1 者の場合もプレゼンテーション等を実施し、受託候補者を選定する。
- （２） 発表時間
- プレゼンテーション等の時間は 40 分程度（準備 5 分程度、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 15 分程度）実施する予定である。
- （３） 発表方法

- ア プレゼンテーション等への出席者は、本業務を担当する責任者を含め3名以内とする。
- イ 説明は、提出された企画提案書に沿って行うものとし、新たな内容の資料提出は認めない。
- ウ パワーポイント等を使用し、プレゼンテーションする場合は、使用する機器は各自で用意すること。
- エ 大型ディスプレイ（又はスクリーン及びプロジェクター）及びHDMIケーブルは、本町が用意する。
- オ プレゼンテーション等は、原則として、非公開の対面式とする。ただし、町が特に認めた場合は、オンライン形式とすることができる。
- カ オンライン形式で実施する場合は、使用アプリケーションは、オンライン会議システム（Zoom）とし、URL、ID、パスコードは事前に事務局からメールにて通知する。
- キ プレゼンテーションの資料やスライド中には、提案者の名称等が分かる表示をしないこと。また、質疑応答においても同様の表現をしないこと。
- ク プレゼンテーションに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関の事故など真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

12 審査及び結果通知

（１） 評価方法

- ア 本プロポーザルへの参加表明書等の提出があった事業者を対象に、プレゼンテーション等を実施し、本町が設置する、選定委員会において審査基準に基づき、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容及び質疑応答の審査、採点し、受託候補者及び次点受託候補者を選定する。
- イ 審査の結果、全選定委員の評価点の合計が、6割に満たない場合は、受託候補者として特定しない。

（２） 審査基準

別紙「プロポーザル企画提案書等審査基準」のとおり

（３） 受託候補者の決定

受託候補者の選定は、選定委員会において、業務実績等による業務遂行能力評価、企画提案書に基づくプレゼンテーション等による企画提案能力評価、参考見積書の価格評価を実施した上で、業務遂行能力評価点、企画提案能力評価点及び価格評価点の採点結果で1位と順位付けした選定委員の数が最も多い者を受託候補者、2位と順位付けした選定委員の数が最も多い者を次点受託候補者として選定する。ただし、順位1位が同数の場合は、同数となった者について、2位と順位付けした選定委員の数が最も

多い提案者を受託候補者とするものとし、順位2位と順位付けした選定委員の数でも決定できない場合は、同数となった者について、各選定委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員の協議により決定する。

(4) 結果通知

結果の通知については、プロポーザル参加者全員に電子メールで通知するとともに、受託候補者を町ホームページにより公表する。(特定されなかった企画提案者については、公表しない。)

13 契約に関する事項

(1) 契約の締結

審査結果に基づき決定した受託交渉権者と随意契約交渉を行う。受託交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点受託候補者と順次、随意契約の交渉を行う。なお、審査段階で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において、改めて見積書の提出を求めるものとするが、その金額は審査段階で提出された参考見積書の範囲内とする。

(2) 業務内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(3) その他

受託候補者として、特定された者は、「業務実施体制」(様式第6号)に記載した配置予定の業務責任者に当該業務を担当させなければならない。ただし、変更がやむを得ないと発注者が認めた場合については、発注者と協議の上、同等以上の資格等を満たす業務責任者を配置するものとする。

14 失格事項等

次に掲げる事由に該当する場合は、本プロポーザルへの参加又は受託事業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかった場合。
- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められた場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 見積額が委託上限を超えた場合。
- (6) 参加資格要件を欠くことになった場合。

- (7) その他実施要領に違反するなど、選定委員会が不適切と認めた場合。

15 その他

- (1) 提出書類の作成等をはじめとする本プロポーザルへの応募に要した一切の費用は参加事業者の負担とし、本プロポーザルにおける手続きの一部又は全部が、延期又は中止となった場合でも、その費用を本町に請求することはできない。
- (2) 審査方法、審査内容及び審査結果等に対する異議は受け付けない。
- (3) 提出後の書類の修正又は変更は、原則認めない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、周防大島町情報公開条例（平成 16 年周防大島町条例第 11 号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書類は原則返却しない。
- (7) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (8) 提出書類に記載された業務責任者及び主務担当者は、本町がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (9) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的とし、契約において町は選定された企画提案書の内容に拘束されない。
- (10) 提案内容の実施に関しては、町と再度協議をして内容を決定するものとする。

16 担当部署（問合せ先）

郵便番号 〒742-2301

住 所 山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134 番地

担当部署 周防大島町産業建設環境部商工観光課商工観光班

電話番号 0820-79-1003

FAX番号 0820-79-1021

E-mail syokokanko@town.suo-oshima.lg.jp